

事務事業	81	百人町三・四丁目地区の整備推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり					
施策	01	防災都市づくり					
事業内容							
目的	東京都の地域防災計画で広域避難場所に指定されている当地区について、広域避難場所の機能強化を図るとともに、良質な市街地住宅の供給と居住環境の整備を図っていきます。						
対象・手段	対象：百人町三・四丁目周辺区民及び事業者、公共施設管理者 手段：地区計画及び住宅市街地総合整備事業による道路・公園の整備及び地区計画に基づく建築制限による良質な居住環境の保全、改善を誘導します。						
成果(事業が意図する成果)							
都営住宅の建替えなど住宅建設事業により、職住近接の良好な住宅の整備が促進されます。また、広域避難場所として指定されている当地区において、十分な通行機能、沿線機能及び空間機能を有する各区分街路や災害時一時活動拠点であるポケットパークとして整備することによって、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善を図ることができます。							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
道路用地買収面積		地区内における道路用地買収面積 (道路整備必要面積 2626.78㎡)			() 年度に (2626.78㎡) の水準達成		
整備済公園面積		地区内における整備済公園面積 (公園整備必要面積 10,435.64㎡)			(平成19) 年度に (10,435.64㎡) の水準達成		
					() 年度に () の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値 1	㎡	2,626.78	2,626.78	2,626.78	2,626.78	
	実績 1	㎡	0.00	50.19	50.19	50.19	
	= /	%	0.00	1.91	1.91	1.91	
	目標値 2	㎡	10,435.64	10,435.64	10,435.64	10,435.64	
	実績 2	㎡	8,696.73	8,696.73	9,199.96	9,887.07	
	= /	%	83.34	83.34	88.16	94.74	
	目標値 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績 3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備(環境土木部事業) 区分街路第11号未整備部分の整備方針決定						
平成18年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備(環境土木部事業)						

部名称		都市計画部			課名称		地域整備課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	1,084	2,350	1,196	1,451		
	人件費	千円	417	417	417	414		
	事務費	千円	51	39	48	21		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	1,552	2,806	1,661	1,886		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	1,552	2,806	1,661	1,886		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	1,552	2,806	1,661	1,886		
	特定財源		0	0	0	0		
	一般財源投入率 /	%	100.00	100.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>当地区内における公園整備と住宅整備は、区の単独事業として実施しているポケットパークの整備及び東京都の地域住宅交付金事業などを活用した都営住宅建替えにより、着実な整備が図られています。</p> <p>一方、地区計画に定められた道路の整備は、区画街路5号線など一部路線では未買収用地があとわずかとになっているものの、他の道路では、公共施設の建替えなどに併せた新設、拡幅が予定されており、それらの事業との調整が必要です。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	公園整備はほぼ所期の目的を達成しました。道路整備は、都営住宅の建替えに合わせた整備は計画どおり進んでいますが、そのほかの道路整備は、計画どおりには進んでいません。					
	効率性	1	事業手法上、区が積極的に用地取得を行うことができないため、効率的ではありません。					
	実施の成果	2	公園整備は一定の成果を達成しています。しかし道路については、当初の計画を達成できていないため、成果を上げるに至っていません。					
	行政の関与	2	補助事業としては平成20年度で終了しますが、その後も地区計画に基づく道路拡幅や建物の建替えなどを誘導するため、引続き区の関与が必要です。					
	妥当性	2	補助事業である住宅市街地総合整備事業の継続の妥当性はなくなりますが、引続き防火地域と地区計画によるまちづくりの誘導は妥当性が高いと認められます。					
	施策寄与度	2	公園整備や都営住宅の建替えに合わせた道路整備ではまちづくりに寄与しました。今後は、受動的な事業推進による修復型のまちづくりとならざるを得ないため、目的の達成には時間がかかります。					
総合評価	公園整備及び住宅整備については、一部未開通の道路に接する公園用地を除く、20年3月のポケットパーク整備の完了及び20年7月の都営住宅建替えの完了により、住宅市街地総合整備事業の整備計画に定める所期の目標水準を達成する見込みです。						B	
	一方、地区内道路の整備は、整備計画の水準を達成していませんが、地区計画に定める地区整備計画に基づき、大規模公共施設の建替えや民間の建築計画の機会等を捉えて行っていきます。						過年度評価 17年度 B 16年度 B 15年度 14年度	
改革方針							方向性	
	住宅市街地総合整備事業は、都営住宅の建替え完了に伴い、20年度で整備計画期間が終了します。しかし、補助事業として事業終了した後も、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善に向けて、引続き地区計画と防火地域による修復型の住環境整備を、經常事業として着実に推進していきます。						1 現状のまま継続	